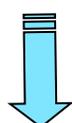


事前申請が必要です！

## 住宅改修費利用の手順

住宅改修をする際は、あらかじめ裾野市 介護保険課に申請書を提出し、審査を受ける事前申請制度が導入されています。

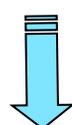
### ① 住宅改修についてケアマネージャーなどに相談



利用者の心身の状態や日常生活の動線を考慮したうえで、医師や理学療法士、作業療法士などのアドバイスを受けながら相談します。

### ② 住宅改修費支給の申請

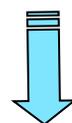
裾野市 介護保険課に以下の書類を提出し、支給の申請をします。



#### <提出書類>

- 住宅改修支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
- 工事費見積書
- 施工前の状態を確認できる書類  
(改修前の日付入りの写真・改修内容を明らかにする図面を添付)
- 住宅の所有者の承諾書(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合に必要)

### ③ 施工・完成



### ④ 住宅改修費の支給

工事終了後、以下の書類を裾野市 介護保険課へ提出し、必要と認められた場合、住宅改修費が支給されます。

#### <提出書類>

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
- 完成後の状態を確認できる書類  
(改修後の日付入りの写真を添付)